

(素案)

岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業

要 求 水 準 書

平成15年2月5日

岡 山 県

<目 次>

第1 総 則	
1 本書の位置付け	1
2 事業の目的	1
3 総合教育センターの機能概要	1
第2 業務全般に関する要求水準	
1 一般事項	2
2 遵守すべき法制度等	2
3 標準仕様等	2
4 敷地条件	3
5 施設の概要	4
第3 施設整備業務に関する要求水準	
1 施設整備基本方針	7
2 建築計画	8
3 各エリアの要求水準	11
4 備品等移設業務	30
5 施設の設計及び建設業務の実施に関する要求水準	30
第4 施設維持管理業務に関する要求水準	
1 総 則	33
2 一般事項	33
3 維持管理業務の内容	33
第5 施設の運営支援業務に関する要求水準	
1 総 則	36
2 業務実施の考え方	36
3 要求水準	36
4 その他	36
【別添資料1】	位置図
【別添資料2】	敷地現況図
【別添資料3】	地質調査報告書（概要）
【別添資料4】	平成18年度岡山県教員研修体系（案）
【別添資料5】	吉備高原都市の今後の整備方針
【別添資料6】	情報ネットワーク参考資料
【別添資料7】	建築附带設備・備品等一覧表
【別添資料8】	エルネット送受信配線図
【別添資料9】	プレイルームイメージ図
【別添資料10】	セラピールームイメージ図
【別添資料11】	メディアセンターイメージ図

第1 総 則

1 本書の位置付け

本書は、岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、本事業の業務の遂行について、岡山県（以下「県」という。）が事業者に対して要求する業務水準を示すものである。

2 事業の目的

本県の学校教育を活力あるものにし、教育の質的水準を維持・向上させるため、教職員の研修及び研究の場として、また、教育相談及び障害児教育の中核機関、さらには教育情報の収集・蓄積・発信等の中核機関として、時代の進展に適切に対応するよう岡山県教育センターと岡山県情報教育センターを統合し、発展拡充した岡山県総合教育センター（仮称）（以下「総合教育センター」という。）を整備しようとするものである。

3 総合教育センターの機能概要

(1) 教職員研修機能

- ア 教職員研修体系に応じた研修の充実
- イ 学校内における研修の支援
- ウ 自主的研修支援のための休日等の施設・設備の開放

(2) 情報教育推進機能

情報化に対応した教育に関する学校支援の充実

(3) 教育相談機能

- ア 生徒指導及び学校教育相談の充実強化
- イ 教育相談活動の充実

(4) 障害児教育推進機能

- ア 障害児教育の総合的な推進
- イ 障害児教育相談の充実

(5) 調査研究機能

今日的な教育課題及びカリキュラム開発等の調査研究

(6) 教育情報の収集・蓄積・発信機能

岡山情報ハイウェイや衛星通信等の活用による教育情報の収集・蓄積・発信機能

第2 業務全般に関する要求水準

1 一般事項

選定事業者は、本事業に関する次の業務について、本書に示す要求水準に沿って実施するものとする。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 施設整備に係る設計業務
- ウ 施設整備に係る施工業務
- エ 上記の業務に伴う各種申請等の関連業務

(2) 施設維持管理業務

- ア 建物・設備維持管理業務
- イ 清掃・環境衛生管理業務
- ウ 警備業務
- エ 上記の業務に伴う各種申請等の関連業務

(3) 施設運営支援業務

2 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (5) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (7) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- (8) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- (9) 岡山県景観条例（昭和63年岡山県条例第16号）
- (10) 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）
- (11) 岡山県環境マネジメントシステム（岡山県環境配慮公共事業ガイドライン）
- (12) その他施設の建設、維持、管理等に関する関係法令等

3 標準仕様等

本事業の実施に当たっては、次の共通仕様書等を参照すること。

- (1) 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）
- (2) 電気設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）
- (3) 機械設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（最新版）
- (4) 建設工事安全施工技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）

- (5) 建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省経建発第1号）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）
- (7) その他の関連要綱・各種基準等

4 敷地条件

(1) 位置

吉備高原都市後期計画Aゾーン内（岡山県上房郡賀陽町吉川地内）（【別添資料1】位置図参照）

(2) 交通

ア 自動車：JR岡山駅から約40分、岡山自動車道賀陽ICから約10分、岡山空港から約20分

イ 定期バス：JR岡山駅前から約1時間、JR備中高梁駅前から約50分

(3) 整備対象区域

整備対象区域は、【別添資料2】敷地現況図に示すとおりである。

なお、敷地については一部高低差があるが造成済である。ただし、応募者の提案による軽微な現状変更は可能である。

(4) 敷地の現況

ア 面積

約50,000㎡

イ その他

(ア) 敷地のうち進入路部分は北側の一般県道吉川榎谷線（以下「県道」という。）と、また、その他の部分は県有の山林等と、それぞれ接している。

なお、敷地の南東側の山林には、注目される植物であるサクラバハシノキの群落が確認されており、その生育条件である土壌の湿潤環境の保持等、保護保全に影響を与えないよう配慮すること。

(イ) 敷地は県道部分と最大25m程度の高低差がある。（【別添資料2】敷地現況図参照）

(5) 権利関係

敷地は、県所有の行政財産（学校その他の教育機関の用に供する教育財産）であり、建設等に必要範囲を選定事業者は無償で貸与する。

(6) 都市計画法による地域の種類等

ア 用途地域 第1種住居地域

イ 建ぺい率 60%

ウ 容積率 200%

(7) インフラ整備状況（【別添資料2】敷地現況図参照）

敷地のインフラ整備状況については、次のとおりである。なお、以下の事項は参考であり、応募者において各管理者に適宜確認を行うこと。

ア 上水道

(ア) 敷地周囲の本管 県道側（東側進入路接道地点付近）より引き込み可能である。（本管径

- (イ) 引込管口径 50 程度
- (ウ) その他 詳細は吉備高原都市水道事業団給水条例による。

イ 下水道

- (ア) 敷地周囲の本管 県道側(東側進入路接道地点付近)より引き込み可能である。(本管径 150)
- (イ) 放流方式 分流式
- (ウ) その他 詳細は吉備高原都市下水道組合公共下水道条例による。

ウ ガス

都市ガスは未整備である。

エ 電話(NTT-ME中国)

県道側(西側進入路接道地点付近)より引き込み可能である。

オ 電気(中国電力)

県道側(東側進入路接道地点付近)より引き込み可能である。

カ 情報通信インフラ等

- (ア) ケーブルテレビ(吉備高原都市有線放送)については、県道(西側進入路接道地点付近)より引き込み可能である。
- (イ) 県の運用する岡山情報ハイウェイと接続する予定である。

(8) 地質・地盤

参考資料として、事前に行われた地質調査の報告書(抜粋)を提供する。(【別添資料3】地質調査報告書(概要)参照)このうち、地層推定断面図については、調査結果に基づく想定であり、選定事業者の責任において内容を判断すること。選定事業者は、総合教育センターの建設のために更に必要があると認める場合は、選定事業者の判断により地質調査を実施するものとする。

(9) 周囲の状況

自然と調和した新しい都市づくりを進めている吉備高原都市の一角に位置し、岡山県景観条例に基づく景観モデル地区の自然型施設景観形成ゾーンとなっており、緑豊かで落ち着いた環境である。

(10) 埋蔵文化財関連

敷地は、埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。

5 施設の概要

(1) 施設規模等

本事業により整備する施設及びその想定規模は次のとおりとする。ただし、想定規模は、平成13年度に県が策定した「岡山県総合教育センター(仮称)基本計画」(以下「基本計画」という。)における面積であり、応募者の提案内容を制限するものではない。(【表1】施設の構成参照)

ア 本体施設

- (ア) 教育研修、調査研究等に必要の諸室：延床面積約8,000m²
- (イ) 廊下、便所等の共用スペース等

イ 附帯施設

グラウンド：約7,000m²

ウ 外構施設（駐車場、植栽等）

【表1】 施設の構成

1 諸室

室名等	摘要	想定面積 (m ²)
第1研修室～第6研修室	多目的・共用の研修室で小規模(数十人程度)研修講座に使用	530
中研修室	中規模(160人程度)研修講座に使用	270
情報研修室1～情報研修室4 教育工学研修室	情報機器等を備えた研修室	690
教科別研修室・実験室等	<ul style="list-style-type: none"> ・物理・化学等理科関係実験室 ・電気・木工等技術関係実習室 ・被服・食物等家庭科関係実習室 ・音楽研修室、美術創作室 等 	1,670
教育相談関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談室 ・心理検査室 ・箱庭室(玩具で箱庭を作らせる「箱庭療法」を行う。) ・個人遊戯室(幼児・児童を遊ばせる「遊戯療法」を行う。) ・教員相談室 等 	340
障害児教育関係諸室	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室 ・聴力検査室 ・集団指導室(文字・数の学習、図工、音楽遊び等) ・生活指導室(日常生活能力の観察・指導等を行う。) ・セラピールーム(運動能力の把握、感覚統合訓練等) 等 	570
各研究室	組織単位等の各研究室(職員の執務室)	920
その他	事務室、印刷室、救護室、サーバ室等	620
メディアセンター	教育に関する幅広い分野の図書やビデオ、DVD等の各種デジタル情報源等を一堂に集め、自由に利用・閲覧(視聴)等できる室	560
多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講座等では最大約800人収容 ・体育館として体育実技研修等にも利用 	1,110
ランチスペース	昼食や休憩のためのスペース(ホワイエと兼用)(厨房設備は想定していない。)	250

想定面積は、基本計画の数値であり、応募者の提案内容を制限するものではない。

2 附帯施設・外構施設

施設名	摘要
グラウンド	陸上・ソフトボール等の体育実技研修に使用
駐車場	400台分程度

(2) 施設利用者等

ア 主たる利用者

(ア) 研修講座受講者（教職員）（以下「研修利用者」という。）

(イ) 教育相談及び障害児教育相談においては、児童・生徒（幼児を含む）及びその保護者等（以下「相談利用者」という。）

(ウ) 総合教育センター職員 50 名程度及び長期研修員 20～30 名程度（以下「職員等」という。）

イ 利用者数（職員等を除く。）

年間平均約 300 名/日（詳細は【表 2】機能別年間利用見込み参照）

ウ 諸室の稼働率

諸室の年間平均稼働率（使用日/開所日）は約 60%を見込んでいるが、夏季等はほぼ 100%の稼働状況となる見込みである。

エ 開所日時

原則として、月曜日から金曜日（祝日等の県の休日を除く。）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

【表 2】 機能別年間利用見込み

機 能 名	施 設 内 容	主たる利用者	年間利用見込（延べ）
教職員研修 情報教育推進	共用研修室、教科別実験室・実習室、情報研修室等	研修利用者	約 60,000 人 1
教育相談	面談室、心理検査室、遊戯治療室等 2	相談利用者	約 3,800 人
障害児教育推進	相談室、生活指導室、プレイルーム、セラピールーム等 2	相談利用者	約 3,300 人
調査研究 教育情報の収集・蓄積・発信 その他	メディアセンター等	研修利用者	約 4,000 人 3

1 【別添資料 4】平成 18 年度岡山県教員研修体系（案）参照。

2 一部の室は研修講座においても使用する。

3 研修講座における利用者及び研修講座受講後等の利用者を除く。

第3 施設整備業務に関する要求水準

1 施設整備基本方針

(1) 教育研修機能の充実

ア 教育研修、調査研究等に必要な施設整備

教育研修、調査研究等を実施するために必要な諸室（研修室、実験室、研究室等）には、映像・音響機器、パソコン、通信機器等を含め、それぞれに必要な機器を設置する。

イ 諸室間の連携強化

諸室間の空間的な動線を考慮するだけでなく、諸室の機能を勘案し、研修利用者及び相談利用者（以下「一般利用者」という。）並びに職員等がスムーズに利用できるような動線計画・施設計画とする。

ウ 他機関・他施設との連携強化

(ア) 岡山情報ハイウェイ、国立学校間ネットワークにおけるサーバ機能ならびに高度情報機器を配備することによって施設間の連携を支援する施設とする。

(イ) 県内外の関係施設と教育情報衛星通信ネットワーク（以下「エルネット」という。）やインターネットなど様々な通信手段により連携可能な施設とする。

エ スペースの有効活用

昼食や休憩のためのオープンスペース、可動間仕切り等により様々な利用形態へ対応できる諸室、収納椅子を設置し体育館としても使用できる多目的ホールなどスペースの有効活用に配慮した施設とする。

(2) 周辺の景観や環境に調和したゆとりある空間を備えた施設

ア 吉備高原都市の今後の整備方針を踏まえた施設

計画地を含む吉備高原都市の今後の整備方針に配慮した施設整備を目指す。（【別添資料5】吉備高原都市の今後の整備方針参照）

イ 環境に配慮した設備計画

(ア) 省エネルギーや太陽光発電等による新エネルギーの積極的な採用等により環境に配慮した設備計画とする。

(イ) 岡山県景観条例や岡山県環境基本条例等を踏まえ、周辺の環境に調和した外観に配慮した施設とする。

ウ 効率的でゆとりのある内部空間

利用者が快適に過ごせるよう、ゆとりと安らぎを感じさせる空間構成とする。

(3) 高度情報化に柔軟に対応できる施設

ア 岡山情報ハイウェイ等のインフラの活用

岡山情報ハイウェイや衛星通信などの既存のインフラを積極的に活用し、教育情報の収集、蓄積、発信の拠点施設としての機能を持つとともに、将来の情報化の進展に柔軟に対応可能な施設とする。

イ マルチメディア対応

データベース化された教育研修資料、教育関係図書、デジタル資料等を、一堂に集めたスペース（メディアセンター）を整備するとともに、各諸室においてもイントラネットに対応

できるものとする。

(4) 利用者の視点に立った施設づくり

様々な利用者が利用しやすいようユニバーサル・デザインやバリアフリーの視点に立った施設づくりを行う。

(5) その他

将来的な教育・研究ニーズの質・量のある程度予測して、建物及びその構成要素の機能的柔軟性の確保に努めること。

2 建築計画

(1) 平面・動線計画（【図1】機能配置イメージ図（案）参照）

ア 総合教育センターの各機能及び諸室の特性・連携を十分に把握し、機能性を重視した利便性のある平面計画とすること。

イ 利用者が効率的に移動できるとともに、管理・運営、警備等がしやすい動線を確保すること。ただし、相談利用者のアプローチ（駐車場を含む。）及び施設内の移動については、プライバシーの保護にも配慮した計画とすること。

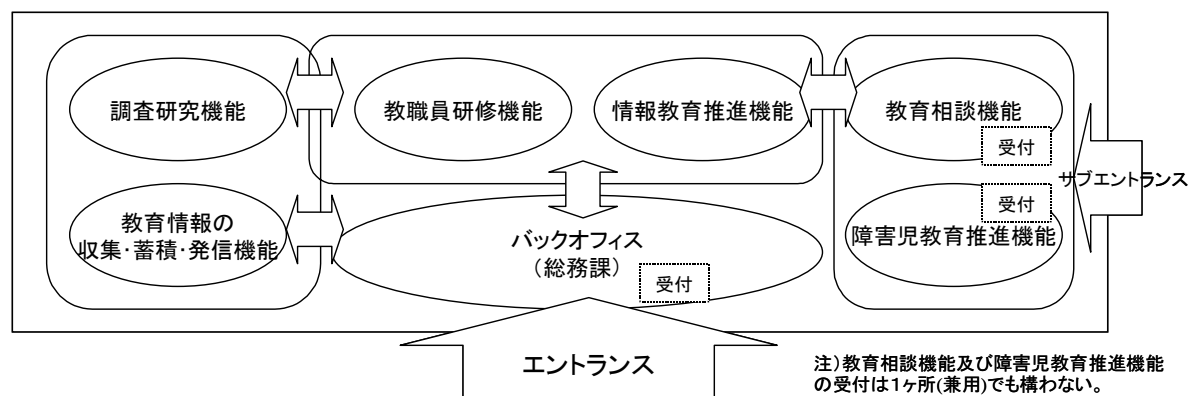
ウ 施設案内、室名サイン、研修講座案内などを見やすい位置に適切に配置し、一般利用者の円滑な移動を促すよう配慮すること。

エ 建物を一棟として整備しない場合は、建物間の移動について配慮した計画とすること。

オ 施設の出入り口等は、各室等の利用形態に応じた配置とすること。

カ 各室内は基本的に禁煙とし、施設内に喫煙場所を設ける等の配慮を行うこと。

【図1】 機能配置イメージ図（案）



(2) 構造計画

ア 主たる建物は、鉄筋コンクリート造を基本構造とする。ただし、同等の性能を確保できるものであれば、他の構造とすることも可能である。

イ 施設の構造体の耐震安全性については、「岡山県建築物等耐震対策基本方針（平成8年8月）」に定める耐震安全性の区分を 類（重要度係数1.0）とすること。

ウ 設備の耐震対策については、「建築設備耐震設計・施工指針（（旧）建設省住宅局建築指導課監修）」（最新版）の建築設備機器の耐震クラスをAとすること。

エ 施設の計画耐用年数は60年以上とすること。

(3) 設備計画

ア 基本的要件

- (ア) 将来的な変化や発展性を考慮し、更新性に配慮した計画とすること。
- (イ) 快適な室内環境の確保が可能な計画とすること。
- (ウ) 外部熱負荷の積極的な低減やエネルギー・資源の有効利用の観点から適正な機器を選定するとともに、運転制御やメンテナンスが容易でシンプルな構成とすること。
- (エ) 各種設備機器は、機器の耐久性や周囲の景観を考慮し、可能な限り屋内に設置すること。
- (オ) 設備監理については、自動監視により適宜集中化を図ること。
- (カ) 県が調達・設置する備品等に必要な設備の配管・配線工事を行うこと。
- (キ) 屋外の配管・配線については、可能な限り地下に埋設すること。

イ 電気設備

(ア) 受変電設備

閉鎖型とし、受電方式は高圧受電とすること。

(イ) 電灯・コンセント設備

照明設備、コンセント設備等の配管・配線工事を行うこと。

照度は、JIS規格(JIS-Z-9110-89)に示す基準の中間値以上とすること。

各用途に応じた高効率の照明器具を用い、適切な配置配列とすること。

誘導灯及び非常照明器具を関連法規に基づき設置すること。

屋外照明設備は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

各室の電源等の設置については、次のとおりとすること。

コンセント(アース付きを含む。)は、各施設の用途及び使用形態を考慮し、屋内の各室や屋外等に適切な数量及び間隔で設置する。

コンセントの電源は、交流単相100Vとする。

(ウ) 電話設備

所内電話交換設備については、次のとおり施設用電話交換機を設置するとともに、配管・配線を行い、原則として各室に電話機を設置すること。

中継方式：ダイヤルイン方式

交換機仕様：電子交換機とする。局線は、アナログ・デジタル回線が利用可能なように各専用パッケージを実装する。

電話機仕様：原則として壁掛型とする。(職員等の事務執務室に設置するものを除く。)

(エ) 情報通信設備

県が別途計画している情報ネットワーク(【別添資料6】情報ネットワーク参考資料参照)に必要なLAN設備を整備することとし、幹線布設用ケーブルラック、配管、端子盤等を設置すること。ただし、情報機器及び情報配線の整備は別途県において行う。

情報コンセントは、原則として各室に整備することとし、各室の用途、利用形態等に応じた数量を適切な位置に取り付けること。

ラック幅や配管数は、別途県が整備する情報機器に対応可能なルートと容量を確保する

こと。また、将来の回線の増設にも対処可能なものとする。

(オ) 放送設備

館内放送及び非常放送設備を事務室に設置すること。

原則として、各室に館内放送用スピーカーを設置することとするが、グラウンド利用者への放送にも考慮した計画とすること。

各室に設置する館内放送用スピーカーは天井埋込型を基本とすること。

スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別の音量調整が可能な計画とすること。

館内放送とは別に、各室個別の講義のための放送設備（スピーカー、ワイヤレスアンテナ及び各接続端子をいう。以下「個別放送設備」という。）を所要の室に整備すること。ただし、アンプ、チューナー等は県で別途整備する。

(カ) 火災報知設備

関連法令等に基づき自動火災報知設備を設置すること。

事務室に受信機を設置すること。

(キ) テレビ受信設備

吉備高原都市内に整備されているケーブルテレビの引き込み及びデジタル化への対応が可能な方式とし、各室で使用可能なように施設内に直列ユニットを設置するとともに、その間の配線を布設すること。

テレビ接続端子は、原則として各室に1箇所壁面に設置することとするが、個別放送設備との同時使用など様々な使用が可能な配置とすること。

(ク) 避雷針設備

関連基準等を参考にして整備する。

(ケ) 新エネルギー対応設備

太陽光発電等の新エネルギー対応設備（発電出力：50kw相当以上）を整備すること。新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の補助事業等を積極的に活用すること。

ウ 機械設備

(ア) 給排水衛生設備

給水設備は、施設の規模等に応じた適切な方式を採用すること。

下水排水設備は、公共下水道本管に接続すること。

雨水排水設備は、敷地内にある側溝等を利用した計画とすること。

給湯設備は、局所給湯方式とすること。

衛生器具設備は、各室の使用形態に応じた計画とすること。

ガス設備は、各室の使用形態に応じた計画とすること。また、プロパン庫等を設置する場合は、屋外でなるべく目立たず、かつ、管理動線上支障のない配置とすること。

(イ) 空調設備

効率良く分割配置し、部屋単位の負荷変動に対応できる計画とするとともに、集中監視制御が可能な方式とすること。

(ウ) 換気設備

各室の規模及び用途に応じて最適な換気方式を選定すること。

(I) 消火設備

関連法令等に基づき適切に設置すること。なお、屋内消火栓・消火器等は、壁埋込み式とするなど、利用者の円滑な移動に配慮した計画とすること。

(オ) 昇降機設備

利用者の実態に応じた仕様とするとともに、設置位置や数量については、動線や規模に応じた適切な計画とすること。

3 各エリアの要求水準

(1) 本体施設の要求水準

本体施設を構成する各室及びその他の共用スペース等(以下「各室等」という。)をアからイまでに示す要求水準に従って整備すること。なお、各室等の建築附帯設備・備品の整備については、本書及び【別添資料7】建築附帯設備・備品等一覧表により行うこと。

ア 一般事項

各室等の仕様等については、イ、ウ又は【別添資料7】建築附帯設備・備品等一覧表に特記のない限り次のとおりとする。

(ア) 各出入口は、各室等の利用形態に応じた構造・寸法とすること。

(イ) 各出入口に錠を設置すること。

(ウ) 各室等に天井点検口を適宜設けること。

(I) 各室の窓にカーテン・ブラインド類の設置が必要であるが、次の点に留意すること。

カーテン・ブラインド等の別については、応募者の提案による。

液晶プロジェクタの使用が想定される室については、適度な遮光性を確保すること。

イ 各室の要求水準等

次の各室をそれぞれに示す要求水準等に従って整備すること。なお、仕様・留意事項欄に明記している以外の仕様及び同欄に明記のない室の仕様については、利用概要、想定規模等を参考に、応募者において適宜提案すること。また、想定規模欄の収容人数については、「常時」とある場合は、常時在室する人数を、「最大」とある場合は、利用時に在室することとなる最大人数を示している。

(ア) 総務課(仮称)

室名(仮称)	要 求 水 準 等
事務室	
利用概要	総務課職員等の事務執務室として使用するとともに、一般利用者等の総合案内窓口として機能する。
仕様・留意事項	・ エントランス付近に配置し、受付カウンターを設置すること。 ・ 床はOAフロアとすること。 ・ 適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	収容人数：常時10名程度

所長室	
利用概要	所長の事務執務室として使用する。
仕様・留意事項	・適宜応接スペースを設けるなど、ゆとりある計画とすること。
想定規模	収容人数：常時1名
救護室	
利用概要	身体の不調な利用者の一時的な処置や、休養に使用する。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	収容人数：最大5名程度
女子更衣室	
利用概要	女性職員等の更衣スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：15m ² 程度
男子休養室	
利用概要	男性職員等の休養スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・置敷きとし、押入を設置すること。 ・情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：20m ² 程度
女子休養室	
利用概要	女性職員等の休養スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・置敷きとし、押入を設置すること。 ・情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：15m ² 程度
印刷室	
利用概要	研修講座の資料等の印刷・整理等の作業を行う。
仕様・留意事項	・効率的な作業スペースを設けること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：25m ² 程度

(1) 教育経営部（仮称）

室名（仮称）	要 求 水 準 等
教育経営研究室	
利用概要	教育経営部（教育経営についての調査研究、研修講座全体の企画調整等を行う。）の職員等の事務執務室として使用する。
仕様・留意事項	・床はOAフロアとすること。 ・適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	収容人数：常時10名程度
講師控室 1	
利用概要	各種研修講座の講師・助言者と打合せを行う。
仕様・留意事項	・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大20名程度
講師控室 2	
利用概要	各種研修講座の講師・助言者と打合せを行う。
仕様・留意事項	・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大10名程度

第1研修室	
利用概要	主に50名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大50名程度
第2研修室	
利用概要	主に50名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・第3研修室と隣接させ、同室との間は、防音性の高いスライディングウォールにより間仕切ることとし、両室の一体的利用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大50名程度
第3研修室	
利用概要	主に50名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大50名程度
第4研修室	
利用概要	主に40名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大40名程度
第5研修室	
利用概要	主に40名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大40名程度
第6研修室	
利用概要	主に60名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大60名程度

中研修室	
利用概要	主に160名程度の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育経営部以外の各部の使用にも配慮した配置とすること。 ・必要に応じてパソコン20台程度をLANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・エルネット用の設備工事（配管・配線等）を行うこと。（【別添資料8】エルネット送受信配線図参照） ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大160名程度
総合研修室	
利用概要	一部の長期研修員が研修、作業等を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン15台程度を常時LANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・室内に壁を設置し、2：1の割合で間仕切ること。
想定規模	収容人数：常時15名程度
教材保管コーナー	
利用概要	研修講座等の資料や使用教材等を展示・保管する。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：30㎡程度

(ウ) 教科教育部（仮称）

室名（仮称）	要 求 水 準 等
教科教育研究室	
利用概要	教科教育部（情報以外の各教科等に関する調査研究、研修等を行う。）の職員等の事務執務室として使用する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床はOAフロアとすること。 ・適宜応接スペースを設けること。
想定規模	収容人数：常時25名程度
音楽研修室	
利用概要	音楽担当教員の歌唱、器楽、鑑賞、創作等の実技を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・音響・遮音に配慮すること。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大25名程度
音楽・美術準備室	
利用概要	音楽及び美術の研修講座の準備や研究を行う。
仕様・留意事項	・音楽研修室及び美術創作室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	面積：40㎡程度
楽器庫	
利用概要	音楽の研修講座で使用する楽器を保管する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大型の楽器の搬出入が可能なよう十分な建具寸法とすること。 ・音楽研修室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。 ・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：40㎡程度

美術創作室	
利用概要	図画工作又は美術担当教員の実技を中心とした研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、デザイン等の平面的な表現活動と彫刻、工芸等の立体的な表現活動の両方が行えるとともに、安全面にも配慮した設備配置とすること。 ・ 床の積載荷重は、約 1.5 t/m^2 を想定している。 ・ 床は、絵の具や粘土が付着しても清掃が容易な仕上げとすること。 ・ 将来的な実習器具等の整備に対応可能なよう三相 200 V の電源を1箇所設けること。 ・ 個別放送設備を設けること。 ・ 電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大30名程度
電気陶芸窯室	
利用概要	図画工作、美術や工芸の研修講座で、陶芸や彫刻などの粘土を焼成して制作する実技研修を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床は、粘土等が付着しても清掃が容易な仕上げとすること。 ・ 美術創作室の近くに配置すること。 ・ 換気に配慮すること。 ・ 電話設備及びテレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積： 15 m^2 程度
物理実験室	
利用概要	物理の実験を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験台（教師用）と最前列の実験台の間に 1.5 m 程度の間隔を確保すること。 ・ 各実験台（教師用を含む。）の真上（10箇所）に天井面吊フック（吊荷重 10 kg）を設置すること。また、天井面吊フック（吊荷重 200 kg）を室の中央部分に設置することとし、約 2 m 四方の正方形の頂点部分4箇所に配置すること。これらの天井面吊フックは14箇所同時に使用する場合がある。 ・ 南側からの採光が可能な配置とすること。 ・ 個別放送設備を設けること。 ・ 電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大50名程度
物理研究室	
利用概要	物理の研修講座の準備や研究を行う。
仕様・留意事項	・ 物理実験室及び電磁・波動実験室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時3名程度
電磁・波動実験室	
利用概要	電磁気及び光学の実験を行う。
仕様・留意事項	・ 電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大10名程度
暗室	
利用概要	写真の現像及び焼付けのほか光学実験を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓は不要である。 ・ 物理研究室の近くに配置することが望ましい。 ・ 電話設備及びテレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大5名程度

機器分析室	
利用概要	分析機器を用いて化学分析を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化学研究室の近くに配置することが望ましい。 ・電話設備及びテレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大10名程度
化学研究室	
利用概要	化学の研修講座の準備や研究を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、化学薬品への耐性を考慮した仕上げとすること。 ・化学実験室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時3名程度
化学実験室	
利用概要	化学の実験を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床は、化学薬品への耐性を考慮した仕上げとすること。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大50名程度
薬品保管室	
利用概要	化学実験において使用する様々な種類の薬品を保管する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・化学研究室と生物研究室の間に配置し、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。なお、安全管理の面から、当室には他の出入口や窓は設けず、両室のみから入室可能な計画とすること。 ・薬品等を取り扱うため、換気に配慮すること。 ・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：40㎡程度
培養室	
利用概要	遺伝子工学の研究及び研修講座において、実験材料として用いられる細菌類や菌類の培養を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度調整が可能な空調システムを個別に設置する。 ・建具等はパッキン等を用いた機密性のあるものを使用すること。 ・生物研究室の近くに配置すること。 ・換気に配慮すること。 ・スチールパーティション等で間仕切り、前室を設けること。 ・電話設備及びテレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大10名程度
生物実験室	
利用概要	生物の実験を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・南側からの採光が可能な配置とすること。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大50名程度
生物研究室	
利用概要	生物の研修講座の準備や研究を行う。
仕様・留意事項	・生物実験室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時3名程度
電子顕微鏡室	
利用概要	電子顕微鏡に関する基礎的知識と技能を修得する研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・換気に配慮すること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：30㎡程度

地学実験室	
利用概要	地学の実験・観察などの実習を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・砂や泥の付いた教材を扱うため、排水には阻集器を用いるなど、特に留意すること。 ・床の積載荷重は約 2 t / m²を想定している。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大 50 名程度
地学研究室	
利用概要	地学の研究及び研修講座の準備を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・砂や泥の付いた教材を扱うため、排水には阻集器を用いるなど、特に留意すること。 ・地学実験室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時 3 名程度
教材保管庫（標本室）	
利用概要	岩石、鉱物、化石等の標本を整理・保管する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地学実験室の近くに配置すること。 ・床の積載荷重は約 2 t / m²を想定している。 ・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：15 m ² 程度
石工室	
利用概要	岩石、鉱物及び化石に関する研修で使用するプレパレートや実験材料を作成する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・換気に配慮すること。 ・水を使う作業が多いため、床や壁を防水性に配慮した仕上げとすること。 ・床の積載荷重は約 2 t / m²を想定している。 ・排水には阻集器を用いるなど、特に留意すること。 ・騒音・振動を伴う作業を行うため、他の室に留意した配置とすること。 ・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：30 m ² 程度
初等理科実験室	
利用概要	小学校理科及び生活科を中心に講演や演習を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてパソコン 20 台程度を LAN に接続して使用することが可能な環境とすること。 ・天井面吊フック（吊荷重 200 kg）を室の後方部分に設置することとし、正面から見て縦 2.5 m × 横 6.0 m の長方形の頂点部分 4 箇所に配置すること。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大 40 名程度
初等理科研究室	
利用概要	小学校理科や生活科等の研究及び研修講座の準備を行う。
仕様・留意事項	・初等理科実験室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時 3 名程度
教材保管庫	
利用概要	今後の研究資料とするために、研究開発された教材教具を保管する。
仕様・留意事項	・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：15 m ² 程度

木工実習室	
利用概要	木材の試験・実験や加工・塗装の実習などの研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・室内を、木工工作台等を設置する作業空間と各種工作機械を設置する機械空間に分けた計画とするとともに、各種工作機械については、安全面にも配慮した配置とすること。 ・騒音の発生を伴う作業を行うため、防音に配慮すること。 ・塵埃、臭気等の発生を伴う作業を行うため、換気に配慮すること。 ・床は、作業空間及び機械空間それぞれの利用形態等を考慮した仕上げとすること。 ・床の積載荷重は約 2 t / m²を想定している。 ・各種工作機械を集塵機に接続するためのダクト用のピットを床に整備すること。 ・別途県が整備する各種工作機械を固定するためのアンカーボルトを床に設置すること。
想定規模	面積：95 m ² 程度
金工実習室	
利用概要	金属材料の試験・実験や機械加工・手加工、機械の分解・組み立て、内燃機関の総合試験等実習を伴う研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・室内を、金工工作台等を設置する作業空間と各種工作機械を設置する機械空間に分けた計画とするとともに、各種工作機械については、安全面にも配慮した配置とすること。 ・騒音の発生を伴う作業を行うため、防音に配慮すること。 ・臭気等の発生を伴う作業を行うため、換気に配慮すること。 ・床は、作業空間及び機械空間それぞれの利用形態等を考慮した仕上げとすること。 ・床の積載荷重は約 2 t / m²を想定している。 ・別途県が整備する各種工作機械を固定するためのアンカーボルトを床に設置すること。
想定規模	面積：80 m ² 程度
電気実習室	
利用概要	電気回路や家庭用電気機器などの分解・組み立ての実験・実習や教材教具の製作等の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大20名程度
技術研究室	
利用概要	技術の研究及び研修講座の準備を行う。
仕様・留意事項	・電気実習室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。
想定規模	収容人数：常時5名程度
家庭科研究室	
利用概要	家庭科の研究及び研修講座の準備を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食物実習室及び被服・家庭看護実習室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。 ・流し台の上部にはレンジフードを設置すること。
想定規模	収容人数：常時3名程度

食物実習室	
利用概要	調理実習等の研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・刃物やガス器具を使用したり、食品を扱ったりするため、特に安全面及び衛生面に配慮した計画とすること。 ・換気に配慮すること。 ・維持管理が容易な位置にグリース阻集器を設置すること。 ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大20名程度
被服・家庭看護実習室	
利用概要	被服実習の研修講座を行うとともに、家庭看護等の実習を伴う研修講座を実施する。(室のスペースの有効利用を図るため、交互に実施する。)
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別放送設備を設けること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大30名程度

(I) 教育相談部 (仮称)

室名 (仮称)	要 求 水 準 等
教育相談研究室	
利用概要	教育相談部(教育相談・生徒指導に関する調査研究、研修、支援等を行う。)の職員等の事務執務室として使用するとともに、教育相談利用者の受付窓口として機能する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サブエントランス付近に配置し、受付カウンターを設置すること。 ・床はOAフロアとすること。 ・適宜打合せスペースを設けること。 ・障害児教育研究室と一体とする計画も可能である。(ただし、両室の機能が損なわれない場合に限る。)
想定規模	収容人数：常時15名程度
個人遊戯室	
利用概要	言語によるカウンセリングが困難な幼児や児童に対して様々な遊びを通してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・運動や遊技が行われるため、壁・柱の仕上げ等には適度の強度と弾力性のある材質を使用し、安全性を確保すること。また、吸音性のある材質を使用するなど防音にも配慮すること。 ・床の仕上げ等には、木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用すること。
想定規模	面積：50㎡程度
観察室	
利用概要	個人遊戯室及び家族療法室のカウンセリングの様子を観察する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人遊戯室及び家族療法室と隣接させ、間仕切り壁にはワンウェイミラーを設置すること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：25㎡程度

集団遊戯室	
利用概要	言語によるカウンセリングが困難な複数の幼児や児童に対して様々な集団遊戯を通してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・運動や遊技が行われるため、壁・柱の仕上げ等には適度の強度と弾力性のある材質を使用し、安全性を確保すること。また、吸音性のある材質を使用するなど防音にも配慮すること。 ・床の仕上げ等には、木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用すること。
想定規模	面積：70㎡程度
心理検査室	
利用概要	児童・生徒等に対して心理検査を行うとともに、検査の結果及び資料などを整理・保存する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩の視覚面や心理面での効果、材質や仕上げの感触面での効果等を考慮した計画とすること。
想定規模	収容人数：最大10名程度
家族療教室	
利用概要	児童・生徒及びその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。
想定規模	収容人数：最大10名程度
個人面談室 1	
利用概要	児童・生徒やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・色彩の視覚面や心理面での効果・材質や仕上げの感触面での効果等を考慮した計画とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大3名程度
個人面談室 2	
利用概要	児童・生徒やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・色彩の視覚面や心理面での効果・材質や仕上げの感触面での効果等を考慮した計画とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大3名程度
個人面談室 3	
利用概要	児童・生徒やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・色彩の視覚面や心理面での効果・材質や仕上げの感触面での効果等を考慮した計画とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大3名程度

個人面談室 4	
利用概要	児童・生徒やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・色彩の視覚面や心理面での効果・材質や仕上げの感触面での効果等を考慮した計画とすること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	収容人数：最大3名程度
箱庭室	
利用概要	箱庭を使用したカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：20m ² 程度
カルテ保管室	
利用概要	教育相談利用者のカルテを整理・保管する。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：20m ² 程度
男子更衣室	
利用概要	教育相談部及び障害児教育部の男性職員等の更衣スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：20m ² 程度
女子更衣室	
利用概要	教育相談部及び障害児教育部の女性職員等の更衣スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・電話設備、テレビ接続端子及び情報コンセントは不要である。
想定規模	面積：20m ² 程度
教員相談室	
利用概要	教員が生徒指導等に関する相談等を行う。
仕様・留意事項	
想定規模	面積：30m ² 程度
待合い室	
利用概要	教育相談利用者の待合いとして使用する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談研究室の近くに配置する。 ・採光に留意し、環境については潤いを感じられる計画とすること。 ・教育相談利用者のプライバシー保護のために、衝立やプラントボックスを組み合わせてゆとりのある空間を形成すること。 ・電話設備は不要である。
想定規模	収容人数：最大10名程度

(オ) 障害児教育部（仮称）

室名（仮称）	要 求 水 準 等
障害児教育研究室	
利用概要	障害児教育部（障害児教育に関する調査研究、研修、支援等を行う。）の職員等の事務執務室として使用するとともに、障害児教育相談利用者の受付窓口として機能する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サブエントランス付近に配置し、受付カウンターを設置すること。 ・床はOAフロアとすること。 ・適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	収容人数：常時10名程度
観察室 1	
利用概要	プレイルーム及び集団指導室の様子を観察する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイルームと集団指導室に隣接させ、両室との間仕切り壁にはワンウェイミラーを設置すること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：10㎡程度
観察室 2	
利用概要	生活指導室及びセラピールームの様子を観察する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導室とセラピールームに隣接させ、両室との間仕切り壁にはワンウェイミラーを設置すること。 ・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：15㎡程度
プレイルーム・収納庫（【別添資料9】プレイルームイメージ図参照）	
利用概要	様々な遊びを通して障害児の身体機能等の発達を促すなどの遊戯療法を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに合わせて必要な遊具を出し入れして使用するため、通常は遊具を置かず広い空間を確保し、多様な使い方が可能な計画とすること。 ・隣接して遊具等の収納庫を設置すること。 ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・運動や遊技が行われるため、壁・柱の仕上げ等には適度の強度と弾力性のある材質を使用し、安全性を確保すること。また、吸音性のある材質を使用するなど防音にも配慮すること。 ・床の仕上げ等には、木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用すること。 ・天井高は5m程度確保すること。 ・バドミントンコートを1面設置すること。
想定規模	面積：120㎡程度（収納庫を含む。）
集団指導室	
利用概要	発達障害児が認知・学習能力を高めるため、文字や数の学習、パズル、手芸等の課題学習を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・運動や遊技が行われるため、壁・柱の仕上げ等には適度の強度と弾力性のある材質を使用し、安全性を確保すること。また、吸音性のある材質を使用するなど防音にも配慮すること。 ・床の仕上げ等には、木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用すること。
想定規模	面積：90㎡程度

生活指導室	
利用概要	障害児が様々な生活場面の模擬体験を通して自立した日常生活を送るための指導を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の居住空間・環境と同程度の玄関、ダイニングキッチン、和室（一部板の間）浴室、トイレ等の設備を備えた空間として計画すること。また、障害者の使用にも配慮した仕様とすること。 ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。
想定規模	面積：70㎡程度
セラピールーム（【別添資料10】セラピールームイメージ図参照）	
利用概要	障害児等の身体機能等の発達を促すため、据え置き式の感覚訓練器具や用具を用いた指導を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・運動や遊技が行われるため、壁・柱の仕上げ等には適度の強度と弾力性のある材質を使用し、安全性を確保すること。また、吸音性のある材質を使用するなど防音にも配慮すること。 ・床の仕上げ等には、木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用すること。 ・天井面吊フック（吊荷重1,000kg）を訓練器具のレイアウトに応じ12箇所設置すること。
想定規模	面積：85㎡程度
相談室1	
利用概要	障害児やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：15㎡程度
相談室2	
利用概要	障害児やその家族に対してカウンセリングを行う。
仕様・留意事項	・テレビ接続端子は不要である。
想定規模	面積：20㎡程度
検査訓練室	
利用概要	障害児等の知能検査、職業適性検査や職能訓練を行う。
仕様・留意事項	
想定規模	面積：60㎡程度
聴力検査室	
利用概要	障害児等の聴力検査や言語訓練を行う。
仕様・留意事項	・前室を設けるなど、内外部の遮音・防音に配慮すること。
想定規模	面積：30㎡程度
待合い室	
利用概要	障害児教育相談利用者の待合いとして使用する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・採光に留意するとともに、環境についてはゆとりと潤いを感じられる計画とすること。 ・障害児教育研究室の近くに配置する。 ・電話設備は不要である。
想定規模	面積：30㎡程度

(カ) 情報教育部 (仮称)

室名 (仮称)	要 求 水 準 等
情報教育研究室	
利用概要	情報教育部 (情報化に対応した教育に係る調査研究、研修等を行う。) の職員等の事務執務室として使用する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床は O A フロア とすること。 ・適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	収容人数：常時 15 名程度
情報教材開発室	
利用概要	情報教育の各種学習教材 (研修用教材・テキスト、カリキュラム等) や指導法の研究開発を主にグループ単位 (4 人 1 組) で行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育研究室と隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。 ・パソコン 15 台程度を有線 LAN に接続して使用することが可能な環境とすること。 ・床は O A フロア とすること。 ・適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	収容人数：最大 15 名程度
情報研修室 1	
利用概要	マルチメディアコンピュータやインターネットを活用した研修講座のうち主に小グループ (4 人 1 組) での話し合いや作業を伴うものを中心に行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアセンターと隣接させ、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。 ・パソコン 30 台程度を有線 LAN に接続して使用することが可能な環境とすること。 ・床は O A フロア とすること。 ・適宜作業スペースを設けること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大 30 名程度
情報研修室 2 ・ 準備室	
利用概要	一般的な情報教育研修のほか、特にネットワーク (LAN ケーブル作成等) ハードウェア (コンピュータの分解、組立て等) 電子計測制御 (ロボットの組立て、プログラミング、操縦等) 等の研修を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な作業スペースを確保するなど、室の後部を自由にレイアウトできるようにしておくため、スライディングウォールを設置し、3 (研修スペース) : 2 (作業スペース) の割合で室の分割使用が可能な計画とすること。 ・研修において使用する工具や各種部品等を収納する準備室を作業スペース側と隣接して設け、内部ドアにより双方出入可能な配置とすること。 ・パソコン 30 台程度を有線 LAN に接続して使用することが可能な環境とすること。 ・床は O A フロア とすること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	面積：160 m ² 程度 (準備室を含む。)

情報研修室 3	
利用概要	マルチメディアに対応した周辺機器を重点的に整備し、画像・音声の加工、動画編集、コンピュータ・ミュージック等のデジタルコンテンツに係る研修を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン35台程度を有線LANに接続して使用することが可能な環境とすること ・床はOAフロアとすること。 ・適宜作業スペースを設けること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	面積：140㎡程度
情報研修室 4	
利用概要	多人数の受講者を対象とした研修に対応した一般的な情報教育研修を行う。後部にビデオ記録用スペースを設け、学校のパソコン教室をイメージした模擬授業研修にも対応する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スライディングウォールを設置し、室の分割使用を可能とすること。 ・パソコン45台程度を有線LANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・床はOAフロアとすること。 ・適宜作業スペースを設けること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大45名程度
教育工学研修室	
利用概要	授業設計・評価、視聴覚教材・機器の活用、模擬授業と授業評価・協議等の教育工学に関する研修講座を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・エルネット用の設備工事（配管、配線等）を行うこと。（【別添資料8】エルネット送受信配線図参照） ・主な研修である模擬授業の様子を記録するため、録音・撮影用の遠隔操作可能なビデオカメラやマイク等の設備を備えること。 ・パソコン45台程度を有線LANに接続して使用することが可能な環境とすること。 ・床はOAフロアとすること。 ・後方に作業スペースを適宜設けること。 ・個別放送設備を設けること。
想定規模	収容人数：最大45名程度
スタジオ・教材開発室	
利用概要	教育メディア基礎・応用等の研修講座、学校放送や放送教育に対応したアナウンスやナレーション等の実習、ノンリニア編集機等を駆使したマルチメディア教材を開発する研修等を実施する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジオ、防音室及び調整室から成り、それぞれに必要な音響的環境を室内、室外ともに確保すること。 ・スタジオは、防音室及び調整室と隣接させ、それぞれ内部ドア（防音仕様）により双方出入可能な配置とする。 ・スタジオ及び防音室と調整室との間仕切り壁は、調整室のスタジオ調整卓から両室への指示が可能なよう防音ガラス等とすること。 ・室外からの出入りは調整室からのみ可能となるような計画とすること。 ・情報研修室4及び教育工学研修室の近くに配置すること。 ・床はOAフロアとすること。 ・調整室に適宜打合せスペースを設けること。
想定規模	面積：100㎡程度

サーバ室	
利用概要	総合教育センター内のサーバ群を設置し、集中的に管理する。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・将来のサーバの増設に対応可能な計画とすること。 ・関係者以外立入禁止とし、セキュリティや配置に留意すること。 ・床はOAフロアとすること。 ・情報教育研究室の近くに配置する。 ・室内に壁(上半分はガラス張りとする。)を設置し、7(サーバ群を設置する機器スペース):3(サーバを運営する管理スペース)の割合で間仕切るとともに、内部ドアにより双方出入可能な計画とすること。 ・通常の室外からの出入りは管理スペースのみから可能な計画とし、機器スペースには、機器の搬出入にのみ使用する出入り口を設けること。 ・機器スペースの空調は、24時間個別方式とすること。
想定規模	面積：100㎡程度
メディアセンター(【別添資料11】メディアセンターイメージ図参照)	
利用概要	<p>各種デジタル関係の情報源と機器、図書等を一堂に集めた室で、次の各コーナーを備える。</p> <p>総合案内コーナー メディアセンター内の総合案内を行う。</p> <p>図書・研修コーナー 総合的な学習の時間の研修では、情報研修室1でコンピュータ・インターネットを活用しながら、調べ学習を平行して実施するなど、新教育課程に対応した新しい形の授業展開に対応した研修を実施するとともに、司書教諭研修講座では、情報教育研修やメディアコーディネーターとしての研修を実施する。</p> <p>また、新聞、雑誌、教育資料等を備え、自由研修を行うスペースとして使用するほか、書庫コーナーの閲覧用スペースとしても使用する。</p> <p>ビデオ・DVD・VODコーナー 様々な教科の授業におけるマルチメディアの活用方法についての研修を実施するとともに、利用者が、マルチメディア検索、調査、閲覧等を行う。</p> <p>ソフトウェアライブラリーコーナー 学校教育に用いられる教育用ソフトウェアを広く収集・展示し、教員等がそれらの検索・試用を行うなど、岡山県情報教育センター内に設置している教育用ソフトウェアライブラリーセンター(ライブラリー岡山)の機能をもつ。</p> <p>書庫コーナー 利用者が図書・資料を調べ、選ぶことができる開架式書庫及び職員が管理する閉架式書庫を備える。</p>
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス付近に配置すること。 ・パソコン40台程度を有線LANに接続して使用するとともに、必要に応じてパソコン60台程度を無線LANにより使用することが可能な環境とすること。 ・床はOAフロアとすること。(書庫コーナーを除く。) ・書庫コーナーは、約80,000冊(開架式書庫：約40,000冊、閉架式書庫：約40,000冊)の収納スペースを確保すること。
想定規模	<p>収容人数(総合案内コーナー：常時2名程度、図書・研修コーナー：最大60名程度、ビデオ・DVD・VODコーナー：最大16名程度、ソフトウェアライブラリーコーナー：最大16名程度)</p> <p>面積(書庫コーナー：230㎡程度)</p>

(キ) 共用施設

室名(仮称)	要 求 水 準 等
ランチスペース	
利用概要	利用者が食事や休憩のために使用するとともに、ホワイエとしての機能を併せもつスペースである。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生面に配慮した床仕上げとすること。 ・一度に100名程度の食事のための利用が可能な計画とすること。
想定規模	面積：250㎡程度
多目的ホール	
利用概要	体育関係の研修講座等において各種球技等を行う体育館として使用するとともに、大規模な研修講座を行う大研修室として利用する。
仕様・留意事項	<p>アリーナ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボールコート(28m×15m)1面、練習用バスケットボールコート2面、バレーボールコート(18m×9m)2面、バドミントンコート(13.4m×6.1m)4面及びテニスコート(23.77m×10.97m)1面を設置すること。 ・天井高については、バレーボールコート上において9m以上確保すること。 ・床面は木仕上げとし、各球技等の実施に支障のないよう配慮するとともに、適宜床下点検口を設ける。 ・音響への配慮をするとともに、個別放送設備を設けこと。 ・大規模な研修講座を行うため、移動観覧席(テーブル付き)(350席程度)を設置すること。 ・照明器具は、プロテクターを取り付けた電動昇降装置器具とすること。 ・防球ネットを適宜設置すること。 ・その他の仕様については、学校屋内運動場程度とすること。 <p>ステージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ下に椅子収納台車(パイプ椅子500脚分程度)及び万能台車(2台程度)を設置すること。 ・両脇に放送室スペース及び講師控室スペースを設けること。 ・天井付近にブドウ棚を設置し、バトンを取り付けること。 <p>放送室スペース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アリーナの様子を確認可能なよう窓を設ける。また、窓のアリーナ側に防球格子を、室内側に暗幕をそれぞれ設置すること。 ・エルネット用の設備工事(配管、配線等)を行うこと。(【別添資料8】エルネット送受信配線図参照) <p>体育器具庫</p>
想定規模	面積：1,100㎡程度 アリーナ：768㎡(有効32m×24m)以上 その他の部分：適宜設ける。
男子更衣室	
利用概要	体育関係の研修講座の男性受講者等の更衣スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・多目的ホールやグラウンドの利用者に配慮した動線計画とすること。
想定規模	収容人数：最大15名程度

女子更衣室	
利用概要	体育関係の研修講座の女性受講者等の更衣スペースとして使用する。
仕様・留意事項	・多目的ホールやグラウンドの利用者に配慮した動線計画とすること。
想定規模	収容人数：最大15名程度

ウ その他の共用スペース等の要求水準

その他の共用スペース等について次により整備すること。

(ア) エントランス

正面出入口に風除室及び自動ドアを設置すること。

風除室には適宜傘立てを設置すること。

電話コーナーを設け、適宜公衆電話を設置すること。

一般利用者等が待合い等に利用できるようゆとりある計画とすること。

掲示板設置用のスペースを適宜設けること。

(イ) サブエントランス

出入口に風除室及び自動ドアを設置すること。

風除室には適宜傘立てを設置すること。

電話コーナーを設け、障害者にも配慮した公衆電話を設置すること。

掲示板設置用のスペースを適宜設けること。

(ウ) 廊下・階段

多人数の使用に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のある計画とすること。

安全で分りやすい避難動線を確保すること。

(エ) 便所

男子便所、女子便所及び多目的便所を設けることとし、各フロアの規模に応じて利用しやすい位置に適切な規模の便所を設置すること。また、相談利用者の利用が想定される便所については、幼児・児童の利用にも配慮すること。

床面に防水機能をもたせ、下階等に漏水時の被害がないようにすること。

グラウンドや多目的ホールの利用者にも配慮した動線計画とすること。

(オ) 湯沸室

各フロアの利用形態等に応じて、流し台等を備えた湯沸室を適宜設置すること。

冷蔵庫や食器棚等の設置を踏まえ、適切なスペースを確保すること。

(カ) 休憩コーナー

一般利用者等の休憩のためのスペースを各フロアに適宜設けること。

(キ) 倉庫

各フロアの利用形態、規模等に応じ、適宜設置すること。

(ク) 電気室・機械室

面積、室内の仕様等適切な規模及び計画とするとともに、メンテナンスのための動線の確保に留意すること。

(2) 附帯施設の要求水準等

次の附帯施設を要求水準等に従って整備すること。なお、使用・留意事項欄に明記している以外の仕様については、利用概要、想定規模を参考に適宜提案すること。

施設名	要求水準等
グラウンド	
利用概要	体育関係の研修講座において、陸上競技、ソフトボール等の屋外種目等の実技研修を行う。
仕様・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・200m周回トラック及び100m直線トラックを整備すること。 ・表面を平滑にし、適度な弾力性を備えるとともに、適度な保水性と良好な排水性を確保すること。 ・表層は、真砂土程度とすること。(年間10日程度の使用を想定している。) ・体育器具庫を設置すること。(手洗い・足洗いの設備を備えること。)
想定規模	面積：7,000m ² 程度

(3) 外構施設の要求水準

ア 外構計画

- (ア) 県道から施設への進入路を整備すること。
- (イ) 誘導用サインを適宜設けること。
- (ウ) 利用者の安全面に配慮して、必要な箇所に適宜有効な転落防止等の措置を講ずること。
- (エ) 植栽計画については応募者の提案によることとする。
- (オ) 施設から発生するごみを仮置きするためのスペースを、建物に近接し、なるべく目立たずかつ管理動線上支障のない位置に整備すること。また、集積したごみ等が散乱しないよう適切な処置を施すこと。
- (カ) 施設閉館時の敷地内の防犯面を考慮し、必要な箇所に門扉等を設置するなどの進入防止措置を適宜講ずること。
- (キ) 構内道路は、機器搬入及び施設・設備のメンテナンス等のために必要に応じて適宜整備すること。
- (ク) 屋外照明設備を適宜配置すること。
- (ケ) 雨水排水計画を適切に行うこと。

イ 駐車場・駐輪場計画

- (ア) 敷地のうちレベル356又は357の部分に、次により駐車場を整備すること。
通常使用するスペースとして乗用車200台分
予備的に使用するスペースとして乗用車200台分
- (イ) 敷地のうちレベル351の部分に臨時駐車場として使用する。駐車場としての整備は基本的に不要であるが、レベル356又は357の部分からの進入路及び歩行者が効率的に移動するための通路を整備するとともに、転落防止のための措置を適宜講ずること。
- (ウ) 障害者用駐車スペースについては、障害者の利用に配慮し、法令等に基づき設けるほか、サブエントランス付近に5台分程度確保すること。
- (エ) 公用車専用駐車場(屋根付き)を2台分設けることとし、上記の駐車場とは別に目立たない位置に配置すること。

(オ) 駐輪場（屋根付き）を二輪車20台分整備すること。

4 備品等移設業務

岡山県教育センターに現在設置しているエルネット設備（アンテナ装置、送受信装置、運用管理装置、マルチメディア・インターフェース、AV設備）を総合教育センターに移設するとともに、運用可能なよう所要の整備を行うこと。（総合教育センターにおけるエルネットの運用形態については、【別添資料8】エルネット送受信配線図参照）

5 施設の設計及び建設業務の実施に関する要求水準

(1) 設計業務の実施に関する業務

ア 本業務の内容

- (ア) 設計業務に必要な調査を行い、関係法令等に基づいて、業務を処理すること。
- (イ) 設計業務の詳細及び当該工事の範囲について、県担当者と連絡を取り、かつ十分に打合せを行い、設計業務の目的を達成すること。
- (ウ) 設計工程表を作成し、県担当者の確認を受けるとともに、設計業務の進捗状況に応じて設計業務の各区分ごとに県担当者に設計図書等を提出するなどの中間報告を行い、十分な打合せを行うこと。
- (エ) 設計業務に必要と判断した場合は、地質調査等を行うこと。
- (オ) 図面等の整理方法については、県担当者との協議すること。
- (カ) 関係機関等との協議の結果は必ず県へ書面により報告すること。
- (キ) 近隣住民の安全確保と環境保全にも十分配慮すること。

イ 書類の提出

- (ア) 選定事業者は、本業務に着手するときは、次の書類を提出して県担当者の確認を受けること。

設計業務着手届

主任技術者届（設計経歴書添付）

協力技術者届

- (イ) 基本設計が完了したときは、基本設計図書を県に提出し、内容の確認を受けること。
- (ウ) 実施設計が完了したときは、実施設計図書を県に提出し、内容の確認を受けること。また、併せて設計業務完了届を県に提出すること。

ウ その他

設計に当たっては、岡山県福祉のまちづくり条例に基づく「バリアフリー相談検討会」()に参加すること。また、岡山県景観条例に基づく所要の手続については、県担当部局と十分な調整を行うこと。

「バリアフリー相談検討会」：施設整備に当たり、利用者（障害者等）専門技術者等のアドバイザーがバリアフリーについて多角的な視点から助言を行う。

(2) 施工管理業務

ア 基本的な考え方

建設工事の実施に当たっては、次の点に留意し、施工計画書を作成し、県担当者の確認を受けること。

(ア) 必要な関係法令等を遵守すること。

(イ) 近隣住民及び工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。

(ウ) 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めること。

(エ) 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民に周知し、作業時間に関する了解を得ること。

イ 着工前業務

(ア) 建築確認申請のほか、建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを県に提出すること。

(イ) 着工に先立ち、近隣住民との調整、建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行並びに近隣住民の理解及び安全を確保すること。

ウ 建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設等の建設工事を実施する。施工管理においては、次の点に留意すること。

(ア) 選定事業者は、施工状況について説明を求められたときは、速やかに回答すること。また、県は必要に応じて現地での施工状況の確認を行うことができる。

(イ) 工事監理業務については、次の点に留意して行うこと。

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。県への完成確認報告は工事監理者が行うこと。

工事監理業務は「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。

(ウ) 選定事業者は、県に対し定期的に工事監理状況の報告を行うこと。

(エ) 工事期間中の安全対策、近隣住民との調整等は、選定事業者において十分に行うこと。

(オ) 選定事業者は、工事完成時には施工記録を用意して、現地で県の確認を受けること。

(カ) 県が別途発注する設計・施工や備品の搬入業務等が選定事業者の業務に密接に関連する場合は、選定事業者において工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めること。

(キ) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められた方法により適切に処理し、処分すること。

(ク) 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては積極的な再利用を図ること。

エ その他の業務

(ア) 建築完了検査、不動産保存登記等に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

(イ) 施工完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認す

ること。

(ウ) 工事完了後、県に工事業務完了届を提出して県の履行確認を受けること。

第4 施設維持管理業務に関する要求水準

1 総則

選定事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、総合教育センターの機能を維持し、業務の実施に支障を及ぼさないように、また、利用者にとってより快適な利用ができるように、建物・設備等の性能及び状態を適切に保つこととし、次により施設の維持管理業務を行う。

2 一般事項

(1) 選定事業者の業務の種別

- ア 建物維持管理業務
- イ 設備維持管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 環境衛生管理業務
- オ 警備業務

(2) 業務実施の考え方

- ア 業務の実施に当たっては、(1)の業務について、事業期間を通しての維持管理業務計画書(以下「計画書」という。)を作成し、実施すること。
- イ 計画書のほか、(1)の業務ごとに、毎事業年度の開始前にそれぞれ業務年間計画書を作成し、実施すること。
- ウ ア及びイの計画書については、必要な関係法令、技術基準等を充足したものとすること。

(3) 業務の具体的内容

(1)の業務の具体的内容については、県が定めるものを除き応募者の提案によるものとする。

なお、(1)のアからエまでの業務については、「建築保全業務共通仕様書」((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)(最新版)に示す仕様と同水準のサービス水準とすることを目標として計画すること。ただし、同仕様書に示された点検周期や点検方法等の個々の仕様については遵守する必要はない。

(4) 点検、故障等への対応

- ア 点検、故障等への対応は、計画書に従って速やかに行うこと。
- イ 消防の検査等に立ち会い、維持管理に係る質疑応答や指摘内容の把握・改善を行うこと。

(5) その他

選定事業者は、維持管理業務の実施に当たり、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

3 維持管理業務の内容

(1) 建物維持管理業務

ア 業務の対象

本施設のうち本体施設(外構施設を含む。)部分とする。ただし、臨時駐車場部分を除く。

イ 要求水準

事業契約書、実施設計図書等に定める所要の性能及び機能を維持し、総合教育センターにおける各種業務が安全かつ快適に行われるよう、点検、保守、補修・修繕（大規模修繕（ 1 ）は除く。）を実施するとともに、大規模修繕の必要が生じないよう維持管理に努めること。

(2) 設備維持管理業務

ア 業務の対象

選定事業者が整備する各種設備及び備品

イ 要求水準

事業契約書、実施設計図書等に定める所要の性能及び機能を維持し、総合教育センターにおける各種業務が安全かつ快適に行われるよう、運転・監視、点検、保守、補修・修繕（大規模修繕（ 2 ）は除く。）交換、分解整備、調整等）を関係法令を遵守し適切に実施すること。

ウ その他

空調設備の運転時間は、原則として開所日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 清掃業務

ア 業務の対象

選定事業者が整備する本体施設、附帯施設及び外構施設部分（臨時駐車場部分を除く。）とする。

イ 要求水準

施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、総合教育センターにおける各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため、概ね次により清掃業務を実施する。

(ア) 仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せて実施すること。

(イ) 建物内外の仕上げ面及び家具・什器等を適切な頻度及び方法で清掃すること。

(ウ) 敷地内においては、適宜除草を行うなど、良好な環境の維持に努めること。

(エ) ごみは、所定の場所に収集し、集積すること。なお、理科実験室等から発生する特殊廃棄物（廃液）の管理・処理に関しては、県が実施する。

(オ) ネズミ・害虫等を駆除すること。駆除方法は選定事業者の選択により適切なものを採用するとともに、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。

ウ その他

(ア) 業務に使用する用具及び資材等は計画書に示された場所に整理し、保管する。また、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。

(イ) 業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は岡山県の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。

(ウ) 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

(4) 環境衛生管理業務

ア 業務の対象

本体施設のうち必要な各室とする。

イ 要求水準

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、室内環境及び室内照度の測定を行うこと。

ウ その他

(ア) 業務に使用する用具及び資材等は計画書に示された場所に整理し、保管する。また、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。

(イ) 業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料は岡山県の負担とするが、作業においては計画的な節約に努めること。

(ウ) 業務終了後は、各室の施錠確認及び消灯を行うこと。

(5) 警備業務

ア 業務の対象

本体施設、附帯施設及び外構施設とする。

イ 要求水準

施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、総合教育センターにおける各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として、概ね次により施設の警備を行う。

(ア) 警備業務の対象範囲は原則として以下のとおりとする。

利用時間内：機械警備による火災監視を基本とする。

利用時間外：機械警備による火災監視及び防犯を基本とする。

(イ) 緊急事態に際しては、以下の業務を行う。

直ちに異常の内容を把握し、関係機関への通報及び県担当者への連絡を行うこと。

通報・連絡後は、直ちに現場へ急行し、適切な応急措置を行うこと。

【 1・2大規模修繕】

建築物の躯体及び内外部仕上げについては、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕を、設備・備品については機器及び配線・配管の全面的な更新を行う修繕をいう。詳細については「建築物修繕措置判定手法」(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。

第5 施設の運営支援業務に関する要求水準

1 総則

選定事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、総合教育センターにおいて県が実施する研修、研究等の運営業務を支援・補助するために、次のとおり施設の運営支援業務を行う。

2 業務実施の考え方

- (1) 業務の実施に当たっては、事業期間を通じての運営支援業務計画書を作成し、実施すること。
- (2) (1)の計画書のほか、県より示される年間研修計画等を参考に、毎事業年度の開始前に業務年間計画書を作成し、実施すること。

3 要求水準

(1) 昼食等提供業務

ア 研修利用者及び職員等に対して昼食等を提供すること。なお、提供方法については応募者の提案による。

イ 業務に伴って発生するごみの処理を適切に行うこと。

ウ 衛生面には十分配慮すること。

(2) 売店又は自動販売機の設置業務

ア 売店又は自動販売機を適宜設置し、運営すること。ただし、本業務は必須業務ではない。

イ 業務に伴って発生するごみの処理を適切に行うこと。

(3) 公衆電話の設置業務

利用者の便宜を図るため、適宜公衆電話を設置し、運営すること。

4 その他

(1) 業務の実施に必要な電気、水道及びガスの使用料等は選定事業者の負担とする。

(2) (1)の使用料の算定に必要な参考メーター等の設置については、選定事業者の負担とする。

(3) 定期的に県担当者に業務実績の報告を行うこと。

(4) 運営支援業務に必要なスペースの使用については、別途県が定める使用料（主として職員等の福利厚生目的となる場合は、減免対象となる。）を徴収する。ただし、応募者の提案により選定事業者所有の施設を整備する場合は、この限りでない。

以上